

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第7項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（令和元年10月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、附則3（料金についての特別措置）(1)に定める電化厨房住宅割引上限額、附則3（料金についての特別措置）(3)に定める一括前払割引額ならびに附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）、附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）、附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める基準単価に含まれる消費税相当額の端数処理については小数点以下第4位で、附則3（料金についての特別措置）(2)に定める口座振替割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点第1位で四捨五入しております。

### (1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	55.00	5.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	99.56	9.05
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	149.62	13.60
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	249.74	22.70
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	349.87	31.81
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	550.12	50.01
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	550.12	50.01
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	239.17	21.74
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	387.05	35.19
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	387.05	35.19

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 A 最低料金 1 契約につき最初の 8 キロワット時 まで	235.84	21.44
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	19.88	1.81
従量電灯 B 基本料金 契約電流 10 アンペア	286.00	26.00
契約電流 15 アンペア	429.00	39.00
契約電流 20 アンペア	572.00	52.00
契約電流 30 アンペア	858.00	78.00
契約電流 40 アンペア	1,144.00	104.00
契約電流 50 アンペア	1,430.00	130.00
契約電流 60 アンペア	1,716.00	156.00
電力量料金 最初の 120 キロワット時までの 1 キロ ワット時につき	19.88	1.81
120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	26.48	2.41
300 キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	30.57	2.78
最低月額料金 1 契約につき	235.84	21.44
従量電灯 C 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつ き	286.00	26.00
電力量料金 最初の 120 キロワット時までの 1 キロ ワット時につき	19.88	1.81
120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	26.48	2.41
300 キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	30.57	2.78
臨時電灯 A 1 日につき 総容量が 50 ボルトアンペアまでの場 合	8.06	0.73
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	16.10	1.46
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトア ンペアまでごとに	16.10	1.46
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	161.05	14.64
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キ ロボルトアンペアまでごとに	161.05	14.64

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 B 基本料金 契約電流10アンペアにつき	314.60	28.60
電力量料金 1キロワット時につき	33.62	3.06
臨時電灯 C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	314.60	28.60
電力量料金 1キロワット時につき	33.62	3.06
公衆街路灯 A 需要家料金 1契約につき	49.50	4.50
電灯料金 10ワットまでの1灯につき	90.10	8.19
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	136.20	12.38
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	228.40	20.76
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	320.61	29.15
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	505.02	45.91
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	505.02	45.91
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	218.27	19.84
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	349.65	31.79
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	349.65	31.79
公衆街路灯 B 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	258.50	23.50
電力量料金 1キロワット時につき	20.05	1.82
最低月額料金 1契約につき	224.84	20.44
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,122.00	102.00
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	17.37	1.58
その他季料金	15.80	1.44

区分および単位	料金率	消費税等相当額
臨時電力	円	円
定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	189.60	17.24
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	20.82	1.89
その他季料金	18.94	1.72
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	440.00	40.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	13.12	1.19
その他季料金	11.94	1.09

(2) 附則3（料金についての特別措置）(1)に定める電化厨房住宅割引上限額

単位	電化厨房住宅 割引上限額	消費税等相当額
1契約につき	円 550.00	円 50.00

(3) 附則3（料金についての特別措置）(2)に定める口座振替割引額

単位	口座振替割引額	消費税等相当額
1契約につき	円 55	円 5

(4) 附則3（料金についての特別措置）(3)に定める一括前払割引額

区分および単位	一括前払割引額	消費税等相当額
1契約につき	円	円
1年型	11.00	1.00
半年型	8.80	0.80

(5) 附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
最低料金	円	円
1契約につき最初の8キロワット時 まで	224.84	20.44
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	20.05	1.82

(6) 附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
契約使用期間 毎年最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	4,736.27	430.57
1キロワット	6,941.91	631.08
2キロワット	11,025.44	1,002.31
3キロワット	15,162.02	1,378.37
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	2,706.91	246.08
30日をこえる1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	41.65	3.79
1キロワット	67.87	6.17
2キロワット	135.78	12.34
3キロワット	200.33	18.21
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	59.07	5.37
(燃料費調整の基準単価)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.382	0.035
1キロワット	0.763	0.069
2キロワット	1.527	0.139
3キロワット	2.290	0.208
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.763	0.069

(7) 附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1契約につき	54.00	4.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	97.75	7.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	146.90	10.88
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	245.20	18.16
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	343.51	25.45
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	540.12	40.01
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	540.12	40.01
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	234.82	17.39
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	380.01	28.15

区分および単位	料金率 円	消費税等相当額 円
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアにつき	380.01	28.15
従量電灯A 最低料金 1契約につき最初の8キロワット時まで 電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	231.55 19.52	17.15 1.45
従量電灯B 基本料金 契約電流10アンペア 契約電流15アンペア 契約電流20アンペア 契約電流30アンペア 契約電流40アンペア 契約電流50アンペア 契約電流60アンペア 電力量料金 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき 120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき 300キロワット時をこえる1キロワット時につき 最低月額料金 1契約につき	280.80 421.20 561.60 842.40 1,123.20 1,404.00 1,684.80 19.52 26.00 30.02 231.55	20.80 31.20 41.60 62.40 83.20 104.00 124.80 1.45 1.93 2.23 17.15
従量電灯C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき 電力量料金 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき 120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき 300キロワット時をこえる1キロワット時につき	280.80 19.52 26.00 30.02	20.80 1.45 1.93 2.23
臨時電灯A 1日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合 総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合 総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに 総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	7.91 15.81 15.81 158.12	0.58 1.17 1.17 11.71

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合1キ ロボルトアンペアまでごとに	158.12	11.71
臨時電灯B 基本料金 契約電流10アンペアにつき	308.88	22.88
電力量料金 1キロワット時につき	33.01	2.45
臨時電灯C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	308.88	22.88
電力量料金 1キロワット時につき	33.01	2.45
公衆街路灯A 需要家料金 1契約につき	48.60	3.60
電灯料金 10ワットまでの1灯につき	88.46	6.55
10ワットをこえ20ワットまでの1灯に つき	133.73	9.91
20ワットをこえ40ワットまでの1灯に つき	224.25	16.61
40ワットをこえ60ワットまでの1灯に つき	314.78	23.32
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	495.84	36.73
100ワットをこえる1灯につき100ワッ トまでごとに	495.84	36.73
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	214.30	15.87
50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの1機器につき	343.29	25.43
100ボルトアンペアをこえる1機器に つき100ボルトアンペアまでごとに	343.29	25.43
公衆街路灯B 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	253.80	18.80
電力量料金 1キロワット時につき	19.69	1.46
最低月額料金 1契約につき	220.75	16.35
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,101.60	81.60
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	17.06	1.27
その他季料金	15.51	1.15

区分および単位	料金率	消費税等相当額
臨時電力	円	円
定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	186.15	13.79
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	20.45	1.52
その他季料金	18.60	1.38
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	432.00	32.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	12.89	0.96
その他季料金	11.72	0.87

(8) 附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）(2)イに定める料金率

単位	電化厨房住宅 割引上限額	消費税等相当額
1契約につき	円 540.00	円 40.00

(9) 附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）(2)ロに定める料金率

単位	口座振替割引額	消費税等相当額
1契約につき	円 54	円 4

(10) 附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）(2)ハに定める料金率

区分および単位	一括前払割引額	消費税等相当額
1契約につき	円	円
1年型	10.80	0.80
半年型	8.64	0.64

(11) 附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）(3)に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
最低料金	円	円
1契約につき最初の8キロワット時 まで	220.75	16.35
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	19.69	1.46

## (12) 附則 7 (消費税法の改正にともなう経過措置) (4)に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
契約使用期間 毎年最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	4,650.15	344.45
1キロワット	6,815.69	504.86
2キロワット	10,824.98	801.85
3キロワット	14,886.35	1,102.70
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	2,657.69	196.86
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	40.89	3.03
1キロワット	66.64	4.94
2キロワット	133.31	9.87
3キロワット	196.69	14.57
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	58.00	4.30
(燃料費調整の基準単価) 1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.375	0.028
1キロワット	0.750	0.056
2キロワット	1.499	0.111
3キロワット	2.249	0.167
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	0.750	0.056

## (13) 附則 7 (消費税法の改正にともなう経過措置) (5)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合 (イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.886	0.066
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	1.770	0.131
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	3.540	0.262
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	5.310	0.393
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	8.851	0.656
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	8.851	0.656
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	2.644	0.196
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	5.288	0.392
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき100ボルトアンペアまでごと に	5.288	0.392

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A 1 日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.071	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.143	0.011
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.143	0.011
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.427	0.106
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.427	0.106
(ハ) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	1.499	0.111
ロ 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0.228	0.017

(14) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.902	0.082
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.803	0.164
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.606	0.328
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5.409	0.492
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	9.015	0.820
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	9.015	0.820
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.693	0.245
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5.386	0.490
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5.386	0.490
(ロ) 臨時電灯 A 1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.073	0.007
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.145	0.013

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに	0.145	0.013
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	1.453	0.132
総容量が1キロボルトアンペアを こえ3キロボルトアンペアまでの場 合1キロボルトアンペアまでごとに	1.453	0.132
(ハ) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	1.527	0.139
ロ 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0.232	0.021